

学校法人会計基準について



文部科学省高等教育局私学部参事官付

平成28年8月23日（火）



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

本日の説明内容

1. 学校法人会計とは
2. 計算書類と用語の意味
3. 基本金とは
4. 学校法人会計基準の改正の背景
5. 学校法人会計基準の改正趣旨
6. 学校法人会計基準の改正の概要
7. 財務3表における新旧の対比
8. 事業活動収支計算書の改正概要と財務分析の視点
9. 事業活動収支計算書における財務比率の活用
10. 計算書類のチェック
11. 改正省令に関する参事官通知等の概要

1. 学校法人会計とは

(1) 学校法人会計の根拠（私立学校振興助成法第14条第1項から抜粋）

「～（省略）～補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準（＝学校法人会計基準）に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。」（昭和51年 私立学校振興助成法が施行）



補助金の適正な配分と効果のために、学校法人の経理の標準化を図るため「**学校法人会計基準**」が設けられた。

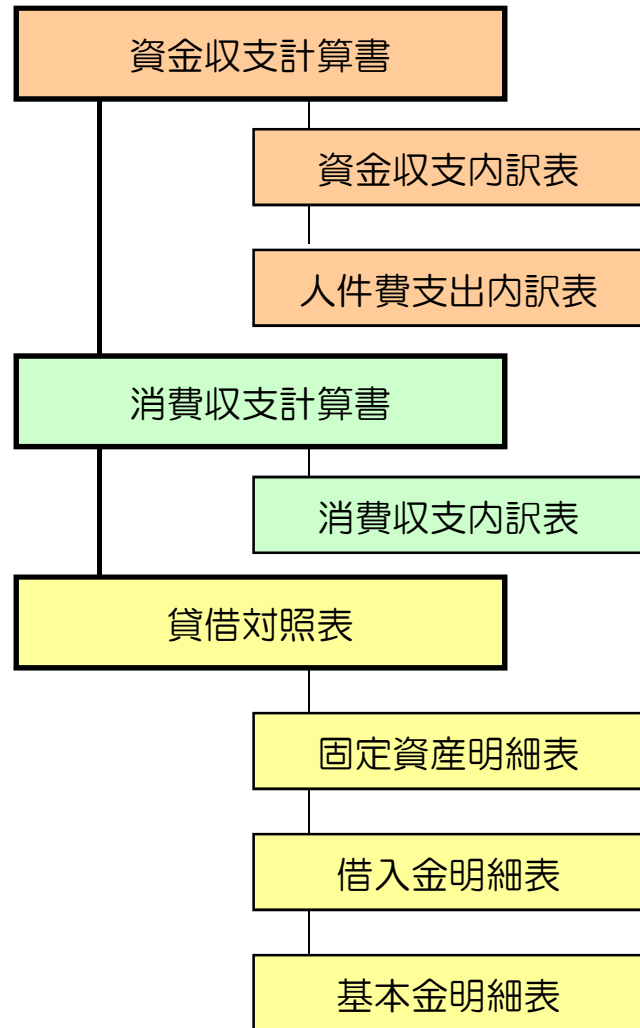
※昭和45年に 私立大学等経常費補助金ができ、昭和46年に「学校法人会計基準」が制定された。

(2) 作成しなければならない計算書類（財務3表）：平成26年度まで

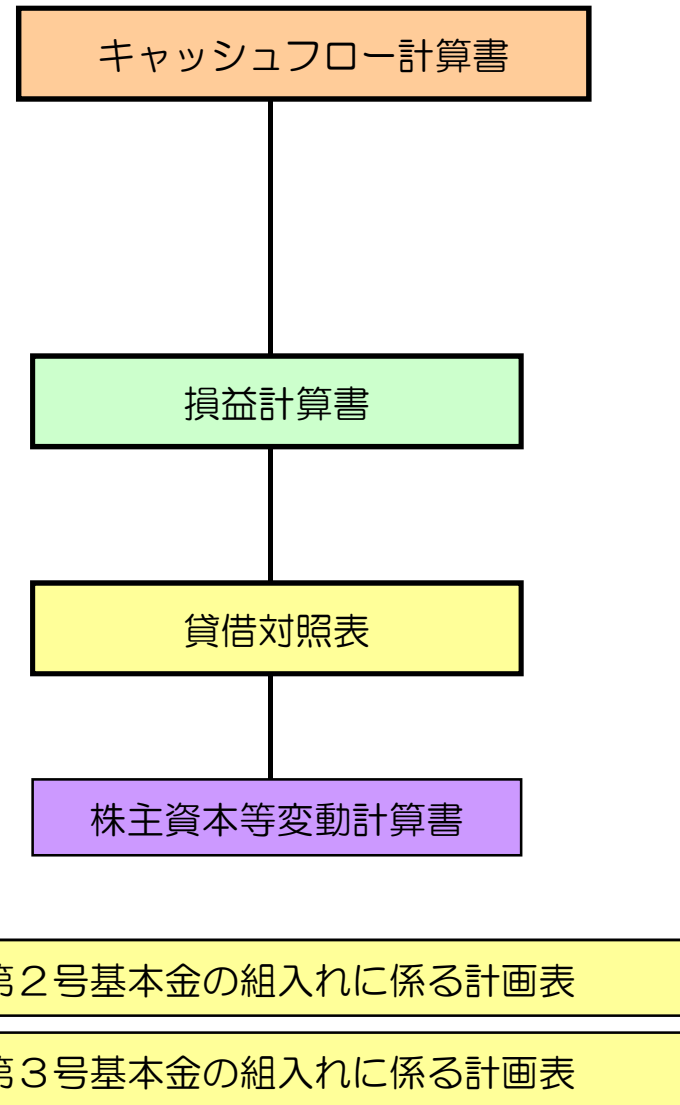
- ① 資金収支計算書：補助金の適正な配分と効果が目的
- ② 消費収支計算書：収支の均衡と永続性が目的
- ③ 貸借対照表：年度末における学校法人の財政状態を明らかにすることが目的

(3) 計算書類の体系 (財務3表) : 平成26年度まで

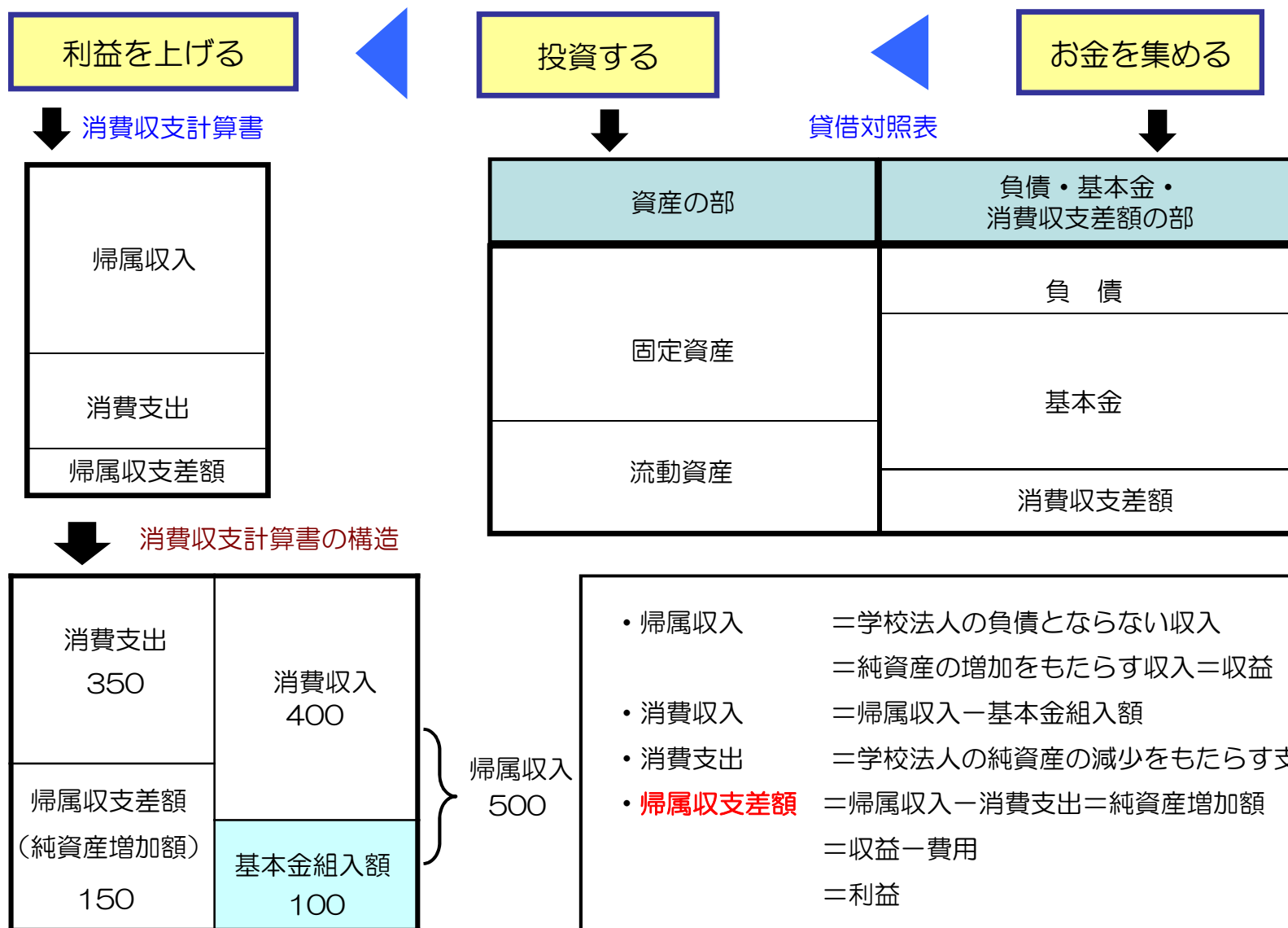
【学校法人会計】



【企業会計 (財務諸表の概要)】



2. 計算書類と用語の意味



3. 基本金とは

学校法人は、学校教育を安定的に継続していくことが前提である。



学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持しなければならない。そのために必要な金額を帰属収入から留保したものが基本金である。

消費収支計算において、基本金は、最優先で組入れなければならない。

- 第1号基本金：教育に供される固定資産の維持取得に係わる基本金
- 第2号基本金：将来取得計画のある固定資産の取得資金に係わる基本金
- 第3号基本金：基金として継続的に保持・運用する基本金
- 第4号基本金：必要な運転資金維持に係わる基本金

※ 基本金は新会計基準に引き継がれているため、同じ名称であり、同じ考え方である。

4. 学校法人会計基準の改正の背景

1. 学校法人会計基準は、昭和46年制定以来、

- ① 私立学校の財政基盤の安定に資するものとして、
- ② 補助金の配分の基礎となるものとして、広く実務に定着している。

2. 一方で制定以来40年が経過し、

- ① 社会・経済状況の大きな変化、会計のグローバル化等を踏まえた様々な他の会計基準の改正、
- ② 私学を取り巻く経営環境の変化等を受けて、

公教育を担う学校法人の経営状態について、
社会によりわかりやすく説明できる仕組みとすることが求められている。

5. 学校法人会計基準の改正趣旨

○ 平成25年1月の「学校法人会計基準の在り方に関する検討会(H24.8~H25.1)」の報告書に基づき改正を行った。

(「学校法人会計基準の諸課題に関する検討会(H20.3~H24.3)」・・・ **論点整理**)



1. 現状維持する部分

① 私立学校の特性を踏まえ、その財政基盤の安定を図る仕組み

→ **基本金制度**

私立学校は施設設備等の必要な資産の維持・充実を基本的に自前で行う。
必要な資産相当分を基本金として差し引いた上で収支が均衡するかを見る。

② 私学助成を受ける学校法人が適正な会計処理を行うための統一的な会計処理の基準

→ **資金収支計算書等**

2. 改正の考え方

① 学校法人の作成する計算書類等の内容がより一般にわかりやすく、社会から一層求められている説明責任を的確に果たすことができるものとする。

② 学校法人の適切な経営判断に一層資するものとする。

6. 学校法人会計基準の改正の概要 (財務3表について①)

◆学校法人が作成しなければならない計算書類は以下のとおり。(財務3表)

○ 資金収支計算書
資金収支内訳表
人件費支出内訳表

○ 消費収支計算書
消費収支内訳表

○ 貸借対照表
固定資産明細表
借入金明細表
基本金明細表



○ 資金収支計算書
資金収支内訳表
人件費支出内訳表
活動区分資金収支計算書

○ 事業活動収支計算書
事業活動収支内訳表

○ 貸借対照表
固定資産明細表
借入金明細表
基本金明細表

6. 学校法人会計基準の改正の概要 (財務3表について②)

○ 資金収支計算書の目的

当該会計年度の諸活動に対応する全ての収入及び支出の内容並びに、
当該会計年度における支払資金（現金預金）の収入及び支出のてん末を明らかにする。

○ 活動区分資金収支計算書の目的

資金収支計算書の決算額を3つの活動区分ごとに区分し、活動ごとの資金の流れを明らかにする。
→ 企業会計でいえばキャッシュフロー計算書に相当する。

○ 消費収支計算書の目的

当該会計年度の
消費収入及び消費支出の内容及び
均衡の状態を明らかにする。

※消費収入 = 帰属収入 - 基本金組入額



○ 事業活動収支計算書の目的

当該会計年度の活動に対応する
事業活動収入及び事業活動支出の内容及び
基本金組入後の均衡の状態を明らかにする
→ この目的は変更ない

※事業活動収入 = 帰属収入
事業活動支出 = 消費支出

→ 企業会計でいえば損益計算書に相当するが、学校法人は営利目的ではなく、収支均衡を目的とする。

○ 貸借対照表の目的

当該会計年度末の財政状態（運用形態と調達源泉）を明らかにする。



6. 学校法人会計基準の改正の概要 (総論)

1. 活動区分資金収支計算書

①

- 資金収支計算書について、新たに活動区分ごとの資金の流れがわかる「活動区分資金収支計算書」を作成すること（第14条の2第1項関係）

2. 事業活動収支計算書（1） → 区分経理

②

- 従前の「消費収支計算書」の名称を変更した「事業活動収支計算書」について、経常的及び臨時的収支に区分して、それらの収支状況を把握できるようにすること（第15条関係）

3. 事業活動収支計算書（2） → 基本金組入前当年度収支差額

③

- 現行の基本金組入れ後の収支状況に加えて、基本金組入れ前の収支状況も表示すること（第16条第3項関係）

4. 貸借対照表（1） → 純資産の部

④

- 貸借対照表について、「基本金の部」と「消費収支差額の部」を合わせて「純資産」の部とすること（第32条関係）

6. 学校法人会計基準の改正の概要 (各論①)

5. 第4号基本金の金額に相当する資金を有していない場合の注記

- 第4号基本金について、その金額に相当する資金を年度末時点で有していない場合には、その旨と対応策を注記するものとする。 (第34条第7項関係)

6. 第3号基本金に対応する運用収入の明確化

⑥

- 第3号基本金について、対応する運用収入を「第3号基本金引当特定資産 運用収入」として表示すること。 (第1号様式関係)

7. 第2号基本金に対応する運用資産の明確化

⑦

- 第2号基本金について、対応する資産を「第2号基本金引当特定資産」として表示すること。 (第7号様式関係)

8. 貸借対照表(2) 新たな中科目 → 特定資産

⑧

- 固定資産の中科目として新たに「特定資産」を設けること。 (第7号様式関係)



6. 学校法人会計基準の改正の概要 (各論②)

9. 第2号基本金及び第3号基本金の集計表

- 第2号基本金及び第3号基本金について、組入れ計画が複数ある場合に、新たに集計表を作成するものとする(第10号様式 様式第1の1及び様式第2の1関係)

10. 消費支出準備金の廃止

⑩

- 「消費支出準備金」を廃止すること(改正前の第21条関係)

◆ 施行日

- 平成27年4月1日から施行し、平成27年度の計算書類等から適用する。
- 知事所轄法人は施行日から1年間の猶予を置き、平成28年度の計算書類等から適用する。

7. 財務3表における新旧の対比 (資金収支計算書)

①

○変更前の資金収支計算書

○科目修正後の資金収支計算書

○活動区分資金収支計算書

収入

支出

学生生徒等納付金収入
 手数料収入
 寄付金収入
 補助金収入
 資産運用収入
 奨学基金運用収入
 受取利息・配当金収入
 施設設備利用料収入
 資産売却収入
 不動産売却収入
 有価証券売却収入
 事業収入
 雑収入
 廃品売却収入
 借入金等収入
 前受金収入
 その他の収入
 (何)引当特定預金からの繰入収入
 前期末未収入金収入
 資金収入調整勘定
 前年度繰越支払資金
 収入の部合計

人件費支出
 教育研究経費支出
 管理経費支出
 借入金等利息支出
 借入金等返済支出
 施設関係支出
 設備関係支出
 教育研究用機器備品支出
 その他の機器備品支出
 図書支出
 車両支出
 資産運用支出
 有価証券購入支出
 (何)引当特定預金への繰入支出
 収益事業元入金支出
 第3号基本金引当資産支出
 その他の支出
 資金支出調整勘定
 次年度繰越支払資金
 支出の部合計

学生生徒等納付金収入
 手数料収入
 寄付金収入
 補助金収入
 資産売却収入
 施設売却収入
 設備売却収入
 有価証券売却収入
 付随事業・収益事業収入
 受取利息・配当金収入
 第3号基本金運用収入
 その他の受取利息・配当金収入
 雑収入
 施設設備利用料収入
 廃品売却収入
 借入金等収入
 前受金収入
 その他の収入
 第2号基本金引当特定資産取崩収入
 第3号基本金引当特定資産取崩収入
 他の引当特定資産取崩収入
 前期末未収入金収入
 資金収入調整勘定
 前年度繰越支払資金
 収入の部合計

人件費支出
 教育研究経費支出
 管理経費支出
 借入金等利息支出
 借入金等返済支出
 施設関係支出
 設備関係支出
 教育研究用機器備品支出
 管理用機器備品支出
 図書支出
 車両支出
 ソフトウェア支出
 資産運用支出
 有価証券購入支出
 第2号基本金引当資産繰入支出
 第3号基本金引当資産繰入支出
 (何)引当資産繰入支出
 収益事業元入金支出
 その他の支出
 資金支出調整勘定
 翌年度繰越支払資金
 支出の部合計

⑥

教育活動による資金収支	収入	学生生徒等納付金収入 手数料収入 特別寄付金収入 一般寄付金収入 経常費等補助金収入 付随事業収入 雑収入 教育活動資金収入計	
	支出	人件費支出 教育研究経費支出 管理経費支出 教育活動資金支出計	
	差引	調整勘定等	
	教育活動資金収支差額		
施設整備等活動による資金収支	収入	施設設備寄付金収入 施設設備補助金収入 施設設備売却収入 第2号基本金引当特定資産取崩収入 (何)引当特定資産取崩収入 施設整備等活動資金収入計	
	支出	施設関係支出 設備関係支出 第2号基本金引当特定資産繰入支出 (何)引当特定資産繰入支出 施設整備等活動資金支出計	
	差引	調整勘定等	
	施設整備等活動資金収支差額		
小計(教育活動資金収支差額+施設整備等活動資金収支差額)			
その他の活動による資金収支	収入	借入金等収入 有価証券売却収入 第3号基本金引当特定資産取崩収入 (何)引当特定資産取崩収入 小計	
	支出	受取利息・配当金収入 収益事業収入 その他の活動資金収入計	
	収入	借入金等返済支出 有価証券購入支出 第3号基本金引当特定資産繰入支出 (何)引当特定資産繰入支出 収益事業元入金支出 小計	
	支出	借入金等利息支出 その他の活動資金支出計	
	差引	調整勘定等	
	その他の活動資金収支差額		
	支払資金の増減額(小計+その他の活動資金収支差額)		
	前年度繰越支払資金		
	翌年度繰越支払資金		
	支出の部合計		

7. 財務3表における新旧の対比 (事業活動収支計算書〔消費収支計算書〕)

○消費収支計算書

経常的・臨時的の区分なし	学生生徒等納付金
	手数料
	寄付金
	補助金
	資産運用収入
	資産売却差額
	事業収入
	雑収入
	帰属収入合計
	基本金組入額合計
消費収入の部合計	
人件費	
教育研究経費	
管理経費	
借入金等利息	
資産処分差額	
徴収不能引当金繰入額	
消費支出の部合計	
当年度消費収入(支出)超過額	
前年度繰越消費収入(支出)超過額	
翌年度繰越消費収入(支出)超過額	

○事業活動収支計算書

事業の 収支バランス	事業活動収入	学生生徒等納付金 手数料 寄付金 経常費等補助金 付随事業収入 雑収入 教育活動収入計	
	事業活動支出	人件費 教育研究経費 管理経費 徴収不能額等 教育活動支出計	
	教育活動収支差額		
	事業外の 収支バランス	教育活動外収入	受取利息・配当金 その他の教育活動外収入 教育活動外収入計
		教育活動外支出	借入金等利息 その他の教育活動外支出 教育活動外支出計
		教育活動外収支差額	
		経常収支差額	
	臨時的な 収支バランス	特別収入	資産売却差額 その他の特別収入 施設設備寄付金 現物寄付 施設設備補助金 過年度修正額 特別収入計
		特別支出	資産処分差額 その他の特別支出 災害損失 過年度修正額 特別支出計
		特別収支差額	
基本金組入前当年度収支差額			
基本金組入額合計			
当年度収支差額			
前年度繰越収支差額			
基本金取崩額			
翌年度繰越収支差額			
(参考)	事業活動収入計		
	事業活動支出計		

経常的・臨時的の区分なし

経常的な収支バランス

事業の
収支バランス

事業外の
収支バランス

臨時的な収支バランス

②

③

毎年度の収支バランスを表示

長期の収支バランスを表示



7. 財務3表における新旧の対比 (貸借対照表)

○変更前の貸借対照表

資産の部
固定資産
有形固定資産
土地
建物
教育研究用機器備品
その他の機器備品
その他の固定資産
施設利用権
収益事業元入金
長期貸付金
(何)引当特定預金
第3号基本金引当資産
:
流動資産
現金預金
未収入金
:
資産の部合計
負債の部
固定負債
長期借入金
学校債
退職給与引当金
:
流動負債
短期借入金
学校債
未払金
前受金
:
負債の部合計
基本金の部
第1号基本金
第2号基本金
第3号基本金
第4号基本金
基本金の部合計
消費収支差額の部
(何)年度消費支出準備金
翌年度繰越消費収入(支出)超過額
消費収支差額の部合計
負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部合計

○変更後の貸借対照表

資産の部
固定資産
有形固定資産
土地
建物
教育研究用機器備品
管理用 機器備品
:
特定資産
第2号基本金引当特定資産
第3号基本金引当特定資産
(何)引当特定資産
その他の固定資産
施設利用権
ソフトウェア
収益事業元入金
長期貸付金
:
流動資産
現金預金
未収入金
:
資産の部合計
負債の部
固定負債
長期借入金
学校債
長期未払金
退職給与引当金
:
流動負債
短期借入金
1年以内償還予定 学校債
未払金
前受金
:
負債の部合計
純資産の部
基本金
第1号基本金
第2号基本金
第3号基本金
第4号基本金
繰越収支差額
翌年度繰越収支差額
純資産の部合計
負債及び純資産の部合計

⑧

⑦



④

⑩

8. 事業活動収支計算書の改正概要と財務分析の視点 ①

◆事業活動収支計算書 → 区分経理

②

- 経常的及び臨時的収支に区分して、それぞれの収支状況を把握できるようにする。

旧

従来は
臨時的・事業外の収支が少なかった。



現在は
収入・支出とも総額で把握している。

経常的収支・臨時的収支の
区分なし

新

近年の臨時・事業外の収支の増加を踏まえ、



区分経理を導入し
収支を経常的なものと臨時的なものに、
経常的な収支を教育活動と教育活動外に分けて
把握することができる

教育活動収支

教育活動外収支

特別収支

経常的

臨時的

8. 事業活動収支計算書の改正概要と財務分析の視点 ②

財務分析の視点

区分	内容	主な収入・支出科目	区分	通常A	通常B	困難A	困難B
①教育活動収支差額	経常的な収支のうち、本業の教育活動の収支状況を見ることができる。	学生生徒等納付金、補助金、寄付金、人件費、教育研究経費、管理経費	教育活動収支差額	+	-	-	+
②教育活動外収支差額	経常的な収支のうち、財務活動による収支状況を見ることができる。	受取利息・配当金、借入金等利息	教育活動外収支差額	+	+	+	-
③ = ① + ② 経常収支差額	経常的な収支バランスを見ることができる。	-	経常収支差額	+	+	-	-
④特別収支差額 (臨時的収支)	資産売却や処分等の臨時的な収支を見ることができる。	施設設備補助金、デリバティブ解約損					
⑤ = ③ + ④ 基本金組入前 当年度収支差額	毎年度の収支バランスを見ることができる。 (旧会計基準では、帰属収支差額と呼ばれていた差額)	-					

通常の経営状態の法人では、経常的な本業の教育活動の収支である「教育活動収支」がプラスで「経常収支」もプラス、または「教育活動収支」はマイナスだが、大きな運用ファンドを持っているため「教育外収支」が大幅なプラスになり、「経常収支」はプラスになる法人もある。

逆に「教育活動収支」はプラスだが、借入金利息の負担が大きく「教育活動外収支」が大幅なマイナスになり、経常収支がマイナスになる法人もある。

また、当年度の収支バランスの改善又は悪化の原因が、経常的なものではなく、その年度かぎりの臨時的な要素によるものであるかもわかる。

9. 事業活動収支計算書における財務比率の活用（2例）

◆財務比率の活用

【事業活動収支計算書の関係比率】

$$\text{① 事業活動収支差額比率} \quad \dots \quad \frac{\text{基本金組入前当年度収支差額}}{\text{事業活動収入}}$$

「経営状況はどうか」の視点から、プラスが大きいほど自己資金が充実し、財政面での将来的な余裕につながる。

$$\text{② 人件費比率} \quad \dots \quad \frac{\text{人件費}}{\text{経常収入}}$$

人件費は学校の最大の支出要素であり、この比率が適正水準を超えると収支悪化の要因となる。

10. 計算書類のチェック（監事の見方）

【監事の見方】

マクロ的：当該法人の全体的な姿、経営の動きの確認を。

ミクロ的：新会計基準変更に伴い、計算書類の様式が変更！改正基準の様式に合っているか等。
さらに、下記のような視点での確認を。

1. 計算書類は関連している ～各計算書類と金額が一致するか～

- ① 貸借対照表の「現金預金」と資金収支計算書の「翌年度繰越支払資金」
- ② 貸借対照表の前年度末「未収入金」と資金収支計算書の本年度決算額
「前期末未収入金収入」
- ③ 貸借対照表の前年度末「未払金」と資金収支計算書の本年度決算額
「前期末未払金支払支出」

2. 支出に対する用途や目的のチェック

- ① 「大きな額の支出」
- ② 「旅費」や「交通費」、「会合費」、「仮払金」、「預り金」等

3. 計算書類の注記に注意

活動区分資金収支計算書の注記3に「調整勘定」を活動区分ごとに加減した計算過程を記載するように注記がある。→記載されているかのチェック等

1.1. 改正省令に関する参事官通知等の概要

I 用語の定義

1. 「教育」とは、改正前同様、**研究を含む**ものとする。
2. 「活動区分資金収支計算書」の区分の定義
教育活動による資金収支とは、施設整備等活動による資金収支、その他の活動による資金収支（財務活動等）を**除いたもの**をいう。
3. 「事業活動収支計算書」の区分の定義
教育活動収支とは、経常的な収支のうち、教育活動外収支（財務活動等）を**除いたもの**をいう。
特別収支とは、特殊な要因によって一時的に発生した臨時的な収支で、**資産処分差額等をいう。**

II 会計処理の取扱い

1. 固定資産の評価

大規模な災害等により、校地校舎等の固定資産が使用が困難となり、かつ処分もできない状況が生じており、そのまま資産計上を続けることは**財政状態を適切に表さない。**
そのため、現に使用することをやめ、かつ将来も転用するなどにより、使用する予定がないものについて、理事会等の承認を得た場合に、資産計上額から除くことが**できる**ものとした。

2. 有価証券の評価換え

有価証券は、取得価額と比較してその時価が著しく低くなった場合には、回復が認められるときを除き、時価によって評価する。
下落率が**50%以上**の場合は、特に合理的と認められる理由が示されない限り、回復が可能と認めないものとする等の取扱いを定めた。

III 注記事項の追加

1. 有価証券の時価情報の充実

現状の時価情報に加えて有価証券の**種類ごとの時価情報**も表示
※**種類**とは債券、株式、投資信託、貸付信託、その他をいう。

2. 学校法人間取引についての注記

学校法人の**経営状態等の透明性**を高めるために、**学校法人間の取引**について明らかにする。

※**学校法人間取引**とは、学校法人間での貸付け、借入れ、寄付金（現物寄付を含む）、人件費等の負担及び債務保証その他これらに類する取引をいう。

IV 第4号基本金の算定式の変更（大臣裁定）

1. 算定の基礎となる計算書類の変更

消費収支計算書が**事業活動収支計算書**に変更されたため、算定式を変更した。
これにより算定の基礎が人件費等のランニングコストの内、**経常的な支出に限定**された。

2. 規模の縮小による取崩し

従来、当年度の計算額が大幅に減少しても、前年度の基本金の額を維持していた。
しかし、前年度に比べて**20%を超えて減少**した場合には、一時的な減少ではなく学校法人の規模が減少したものとみなして、**取崩しの対象としなければならない**ものとした。

（出典）

- I～III 文部科学省高等教育局私学部参事官通知 平成25年9月25日高私参第8号「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」
IV① 昭和62年8月31日文部大臣裁定（平成25年9月2日最終改正）「学校法人会計基準第30条第1項第4号に規定する恒常的に保持すべき資金の額について」
② 文部科学省高等教育局私学部参事官通知 平成25年9月2日25高私参第9号「恒常的に保持すべき資金の額について」の改正について（通知）」